

町 長 行 政 報 告

■ 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の国内の発生状況は、8月から9月にかけてのいわゆる第2波以降、一定落ち着きを見せていましたが、11月に入り、東京都や大阪府などの大都市圏を中心にこれまで以上の感染が確認され始め、各地で過去最多の感染者が日々確認されるなど、第3波の大きな波の中で収束が全く見通せない状況となっており、高知県内では11月21日以降、徐々に感染が確認され始め、12月1日には須崎福祉保健所管内でも感染が確認されています。

また、12月4日には、高知市に在住し町立窪川小学校に勤務する教諭1人に感染が確認されたことに伴い、同校の臨時休業等の対応を行ったところです。

この教諭については、12月2日に微熱などの症状がありましたが、翌日3日の2時限目まで学校で勤務していました。その後、高知市の検査協力医療機関を受診し、簡易検査により陽性が疑われたためPCR検査を受け、12月4日の午前中に陽性が判明し、学校長から教育委員会に報告がありました。

この報告を受け教育委員会では、須崎福祉保健所と今後の対応等を協議し、事前に保護者に周知していました町の対応方針どおり、12月5日から3日間の臨時休業を行うこととしました。

このことについては、学校長から全保護者への緊急メールのほか、教育長からの文書をもってお知らせするとともに、児童については、学校内に留めておくべきではないとの判断から、13時30分に下校させています。

児童には、下校前に不安や混乱を招かないよう学校から話がされ、保護者には、緊急メール及び文書の中で児童の感染防止のための臨時休業であることへのご理解を求め、今後も児童の健康管理、基本的な感染症対策を徹底いただくよう改めてお願いもしたところです。また、同日には県から感染状況が公表された後に、臨時休業について報道各社に公表し、町ホームページ、ケーブルテレビなどで町民の皆様にもお知らせしました。

学校内では、マスク着用や手洗い・消毒など基本的な感染症対策を実施してきたことから、現在、濃厚接触者は確認されていませんが、12月3日・4日には教職員で、12月7日には教育委員会で学校内の消毒作業を実施しました。

この度は、窪川小学校の保護者・関係者の皆様にも多大なご心配をおかけしましたが、無事に昨日から学校を再開しています。

本町の学校において初めて感染者が確認されたこと、また県内でも感染者が急増傾向にあることから、風邪症状や体調不良の際には、登校や出勤を控えることなど、学校における衛生管理マニュアルの確認と基本的な感染症対策の指

導徹底に引き続き取り組み、学校教育活動を継続するとともに、町政全般においても、町民の皆様の安心・安全を第一に、不安解消や感染拡大の防止に向けて関係機関と連携を密にし、必要な対策を講じていきます。

町民の皆様には、これらの状況に鑑みまして、国の示す「新しい生活様式」の実践など、引き続き感染症予防に取り組んでいただきたいと思います。

■ 行政区再編の取り組みについて

窪川街分地区の行政区再編については、平成 18 年の四万十町区長連絡会で、「旧町村で歴史的経過からその役割や範囲について差異のある行政区の規模の適正化に向けて検討を行う。」との意見が町長に具申され、町及び窪川地区地域審議会においても協議・検討した結果、「一定の行政区の再編は必要」との結論に達していました。

その後、平成 21 年から 28 年にかけて再編の協議を行ってきた経過がありますが、ごく一部の行政区を除いて合併当初と変わらない状況がありましたので、昨年度から四万十町区長連絡会で改めて協議した後、街分地区区長会においてご説明させていただきました。

同区長会では、自主防災組織等の規模を参考に行政区を再編し、各自治会の互選により選出された新たな行政区長を町が委嘱することをご提案させていただき、ご理解を求めたところです。

今後は、引き続き各自治会への十分な説明を行い合意いただいたうえで、現状 62 の行政区を令和 3 年 4 月 1 日から 30 行政区ほどに再編する予定ですので、対象となる自治会におかれましては、再編の趣旨をご理解いただきたく、改めてお願い申し上げます。

■ 地域自治区制度について

本町の最高規範である四万十町まちづくり基本条例には、町をいくつかの地域に区分して独自の権限を持たせることにより住民主体のまちづくりを進める手段として、地域自治区の設置を目指すことが規定されています。

しかし、これについては私の町長就任時に「自治区を有効に活用させるためには各分野での地域を引っ張る人材やまちづくりへの住民意識の醸成に課題がある。」として導入見送りを表明した経緯があり、これまで議会や地域懇談会などで慎重に議論を重ねてきました。

また、本年 7 月からは集落担当職員による各区長への聴き取り調査を行い、11 月には町民 1,000 人を対象にアンケート調査を行いまして、地域自治区に代わる組織づくりに関するご意見を集約した結果、区長及び町民の皆様から計 672 人の回答があり、地域自治区制度の認知度については、「知らない、わからない」との回答が約 8 割、地域自治区制度の必要性については、「必要ない」が

約4割、「わからない」が約5割となっています。

これらの結果なども踏まえ、今後の町の方針としては、地域自治区は設置せず、各分野の人材育成、自治組織等の強化、集落担当職員の積極的活用など、人づくりと住民の自治意識の醸成を推進していくこととしました。

このため、来年2月には公聴会等を開催し、更にご意見を集約したうえで四万十町まちづくり基本条例の地域自治区に関する規定の改正案を作成し、3月町議会定例会への議案上程を予定しています。

■ 四万十町高校応援大作戦について

本町では、「四万十町高校応援大作戦」と題して、町内高校2校の存続を目指し、それぞれの特色を生かした高校本来の魅力化と活性化に取り組んでいるところであり、その効果が徐々に始めているところですが、高校存続の要件である令和3年度及び4年度の入学者の確保に向けては、待ったなしの状況が続いています。

このため、現在、町の新たな施策として、町内高校の生活環境の向上や保護者の負担軽減を目的とした学校給食の実施や入学祝い金制度のほか、大学等への就学意欲の向上と看護師等国家資格を有する方や町出身者がUIターンしやすい環境の整備を目的とした奨学金返還支援制度の創設も検討しており、これらの施策については、来年度当初予算への計上を目指して、高校を中心とした関係機関と協議しています。

町内高校の存続と魅力化は、地域の将来の課題でもあり地域創生への一端を担うものと考えていますので、地域で育つ子どもたちの未来を住民の皆様をはじめ地域全体で応援し、町内高校の魅力づくりと次代を担う若者の人材育成に努めます。

■ アユ資源に関する知事との懇談会について

本町では、四万十川のアユ資源について、生息分布の調査等を行いながら、今後の施策等を検討してきましたが、資源の保護や資源量の回復を図るだけでなく観光資源として活用し、中山間地域の振興や経済波及効果に繋げるためには、県全体で取り組むべきと考え、去る10月16日、本町の提案により高知市で知事との懇談会を開催しました。

懇談会には、有識者として、高知県観光特使の黒笹慈幾（くろざきやすし）氏、日本釣振興会四国支部長の久場幸信（くばゆきのぶ）氏、アユ研究の第一人者である高橋勇夫（たかはしいさお）氏、物部川漁業協同組合長の松浦秀俊（まつうらひでとし）氏をお招きし、四万十市長にもご出席いただきました。

懇談会では、広くアユがもたらす経済効果等の展望、友釣りの高知県経済効

果への貢献、高知県のアユ資源の現状と改善策、漁場管理等について意見交換が行われ、今後は、これらの意見を取りまとめて県への提言として提出するとともに、四万十川流域全体での連携を図りながら各種施策を推進します。

■ J A高知県米偽装問題に伴う町の対応について

J A高知県四万十営農経済センターによる米の産地や生産年等の偽装販売の発覚に伴い、本町では、ふるさと納税制度と学校給食について、その影響が特に大きいと判断し、その対応に着手しました。

まず、ふるさと納税制度については、返礼品に同 J Aの「厳選にこまる」を採用していたため、10 月 31 日の報道後、11 月 1 日に関連返礼品の出荷と新規受付を暫定的に停止し、翌日 2 日に J A担当者から経緯の説明と謝罪を受けています。

寄附者への対応については、ふるさと納税推進協議会役員会で協議した結果、予約者及び本年の寄附者に対してお詫びの文書を送付し、寄附金を返還することとしており、その返還は最大 230 件、総額 278 万 1 千円の見込みです。

また、今後については、J A高知県による再発防止措置等が講じられるまでは同 J Aの米は返礼品に採用しないこととし、同 J Aに対する返礼品代及び経費等の請求については、寄附者への返還実績を基に対応を協議します。

次に、学校給食については、10 月 27 日に J A高知県高西地区役員 2 名から教育委員会に対して経緯の説明と謝罪を受けています。

学校給食センターでは、昨年 11 月から本年 10 月まで四万十町産「にこまる」を指定して同 J Aから購入し、学校給食に使用していましたが、本年 5 月 22 日から 10 月 22 日までの間に納入された 7,570 kgの中に「ヒノヒカリ」が 2 割程度混入されていたという説明がありました。

納入された米の安全性は特に問題がないこと、品種による価格差はないこと、また、通常より安価で購入しているため金銭的な被害はないことも確認したところです。

なお、教育委員会では、子どもの健康と安全を第一に考え、J A高知県には再発防止措置等の徹底を申し入れるとともに厳重注意を行い、小中学校の保護者には、11 月 4 日付けで文書によるご報告をさせていただきました。

今回の産地偽装や表示等についての行為・違反等については、決して許されるものではありません。仁井田米ブランドについては、これまで地域の農業者や米取扱業者の皆様が長い年月をかけて培ってきたものであり、その根幹を揺るがすような大きな事件です。一日も早い信頼回復と仁井田米ブランドの再構築に、関係者と共に取り組まなければならないと考えています。

現在、J A高知県では外部委員による調査が行われていますが、二度とこうした事件を起こさないよう今後の事業管理を徹底していただき、高知県を代表

する農業団体としての自覚と役割を再認識し、高知県農業の発展に尽力していただきたいと願っています。

■ 中学校の統合（小中学校適正配置計画）について

教育委員会では、昨年7月に策定した第2期四万十町立小中学校適正配置計画に基づき、これまで保護者及び地域の皆様への説明会を実施してきました。

この計画において、中学校では「1学級20人以上」とする町の定めた適正規模に基づき、興津中学校を窪川中学校へ、北ノ川中学校を大正中学校へ統合することとしています。

興津中学校については、計画どおり来年4月に窪川中学校へ統合することとして準備を進めていますが、北ノ川中学校については、地域での説明及び協議、学校間の交流事業等が新型コロナウイルス感染症対策により十分にできないことなどから1年延期し、令和4年4月の統合とすることとしました。

これらの学校統合は、新学習指導要領に沿ったこれからの教育、変化の激しい社会をたくましく生き抜く力を育むためにも、集団生活の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することができる一定の規模の生徒数の確保と教職員がしっかり配置される教育環境の充実を目指すものですので、地域の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。